

# 木古内町食育推進計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年2月

木古内町

(はじめに)

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをもつくり上げてくれるものです。

木古内町は、自然環境を活かし、町内、道内、国内の皆さまに安全でおいしい「食」を提供する重要な役割を担うとともに、町内では、各種の食を通じた健康づくりの取組をはじめ、小中学生や親子を対象にした調理実習、観光客を対象にした地引き網体験や農産物収穫体験など関係者の皆さんが連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んできています。

このため、当町では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、この度「木古内町食育推進計画」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、すべての町民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、町民の皆さんと一緒に「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

令和4年2月

木古内町長 鈴木 慎也

## 目 次

---

---

1	本計画の趣旨・目的	・ ・ ・ ・	p 1
2	食育の定義	・ ・ ・ ・	p 2
3	本計画の位置付け	・ ・ ・ ・	p 2
4	計画の期間	・ ・ ・ ・	p 2
5	木古内町の食をめぐる現状と課題	・ ・ ・ ・	p 3
	(1) 食をめぐる社会情勢の変化	・ ・ ・ ・	p 3
	(2) 食生活の乱れと健康への影響	・ ・ ・ ・	p 3
	(3) 木古内町における食料生産の現状	・ ・ ・ ・	p 3
	(4) 食文化の伝承と環境問題	・ ・ ・ ・	p 3
	(5) 食育に対する理解と取組	・ ・ ・ ・	p 4
6	食育に関する3つの基本目標	・ ・ ・ ・	p 4
7	関係者の役割・連携	・ ・ ・ ・	p 7
8	食育推進に当たっての数値目標	・ ・ ・ ・	p 10

# 1 本計画の趣旨・目的

私たち人間が生きていくためには食が欠かせません。食は命の源であり、食がなければ命は成り立ちません。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。さらに世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や、家族や飲食店での食べ残し等により廃棄される食品が増加するなど課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、令和3年3月には「第4次食育推進基本計画」を策定しました。また、北海道では、平成31年3月に「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第4次】）を策定し、道内の食育を総合的に進めることとしており、これまでの3次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど様々な課題が引き続き存在することから、食育の取組を継続して実施していくことが必要としています。

木古内町でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、町内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、木古内町においても国や道などと連携しながら、町民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「木古内町食育推進計画」を策定します。



## 2 食育の定義

---

---

食育基本法では、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けられており、食育の目的は、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

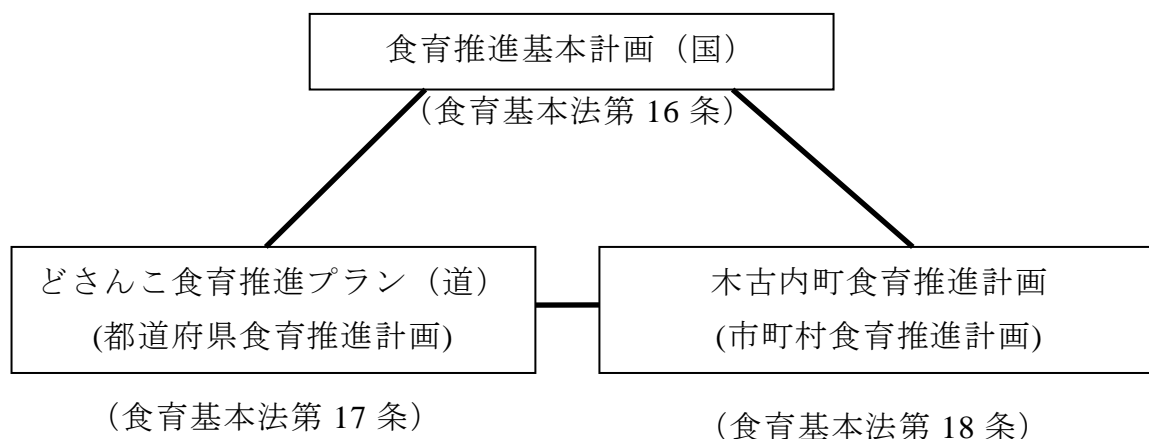
## 3 本計画の位置付け

---

---

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

### ■木古内町食育推進計画の位置付け



## 4 計画の期間

---

---

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

## 5 木古内町の食をめぐる現状と課題

### (1) 食をめぐる社会情勢の変化

木古内町においては、高齢化が進むとともに、核家族化の進行や女性雇用者の増加といった動きも見られます。このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

### (2) 食生活の乱れと健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。

### (3) 木古内町における食料生産の現状

木古内町は、水稻、施設野菜（トマト・ほうれん草・ニラ）、酪農（乳牛）の生産、ブランド牛である「はこだて和牛」の生産をはじめ、海産物については、ホタテ、海峽ひじきなど農林水産業が地域の基幹産業となっています。これらの特色ある食料を活かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これらの資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
○ 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能	○ 土砂崩れを防ぐ機能
○ 土の流出を防ぐ機能	○ 川の流れを安定させる機能
○ 地下水を作る機能	○ 暑さをやわらげる機能
○ 生きもののすみかになる機能	○ 農村の景観を保全する機能
○ 伝統の文化を伝承する機能	○ 癒しや安らぎをもたらす機能
○ 農作業の体験学習の機能	

### (4) 食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、世界的な食料需給のひっ迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う食品の大量廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

## (5) 食育に対する理解と取組

木古内町において、食育に関係する機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組まれており、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引続き、食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。



## 6 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、木古内町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	町民の健康づくりにつながる食育の推進
-------	--------------------

食の欧米化・外部化等による脂質の過剰摂取、米離れや野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、子どもも含めて見られ、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。食べものと心や体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践などにより、乳・幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

木古内町は豊かな自然に恵まれ、学校給食では一部食材の無償提供を受け、地元食材を使用した給食を提供しております。各種体験活動により、当町の基幹産業である農林水産業など、食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、町としても学校教育活動の中で食に関する指導を推進します。



木古内町における食育の取組

健康づくりにつながる  
食育の推進

1. 栄養士による栄養指導
2. 給食だより発行
3. 乳幼児健診（1歳6ヵ月、3歳児）
4. すくすく相談
5. 育児教室
6. 新生児訪問
7. 町広報へのコラム掲載
8. 健康相談
9. Kids クッキング
10. リロナイふれあい学園生（高齢者大学）を対象とした料理教室
11. 生きがい教室（65歳以上）での栄養講話・調理
12. 特定保健指導教室
13. 町内会での栄養講話・調理
14. 介護予防教室（サロン・ピンコロ会）での栄養講話・調理

- （今後の検討する取組）
- ☆ 青年期の栄養バランス教室
  - ☆ 独身老人のための料理教室
  - ☆ 認知症予防のための講話
  - ☆ 一般成人生活習慣病予防教室

地産地消と一体となった  
食育の推進

1. 地元食材を使用した給食の提供
2. JAふれあいフェスティバル
3. 町内外各種イベントでの地場産品の販売・PR
4. 地元食材を使用したお土産品開発・販売
5. 地元飲食店での地場産物を使用した料理の提供
6. 学校給食：ほうれん草、ニラ、の無償提供
7. 地元野菜直売所
8. 給食での町内産米の使用
9. 地元野菜・海産物の給食での食材使用
10. 各種料理教室での地元食材の使用

- （今後の検討する取組）
- ☆ 地元野菜直売所での海産物の取り扱い
  - ☆ はこだて和牛を活用したレシピ開発

未来を担う子どもたち  
への食育の推進

1. 乳幼児健診（1歳6ヵ月、3歳児）
2. すくすく相談
3. 育児教室
4. 新生児訪問
5. 地元食材を使用した給食の提供
6. 米・野菜収穫体験（小学生）
7. Kids クッキング
8. 小中学生における食育計画の推進

（今後の検討する取組）

【関係団体・行政機関】

- ・保健福祉課保健推進グループ
- ・介護福祉グループ
- ・教育委員会生涯学習課

- ・新函館農業協同組合
- ・上磯郡漁業協同組合
- ・木古内商工会青年部
- ・木古内町内飲食店
- ・産業経済課産業経済グループ
- ・教育委員会生涯学習課
- ・保健福祉課保健推進グループ

- ・新函館農業協同組合
- ・保健福祉課保健推進グループ
- ・教育委員会生涯学習課

## 7 関係者の役割・連携

木古内町においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農林業関係団体、商工団体、学校、保育所等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

※ 子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	学校等における食育の推進
---	--------------

※ 学校、保育所などにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体等と連携して農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを計画的に推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

※ 地域住民が、生涯にわたり健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者団体等における食育推進
---	----------------

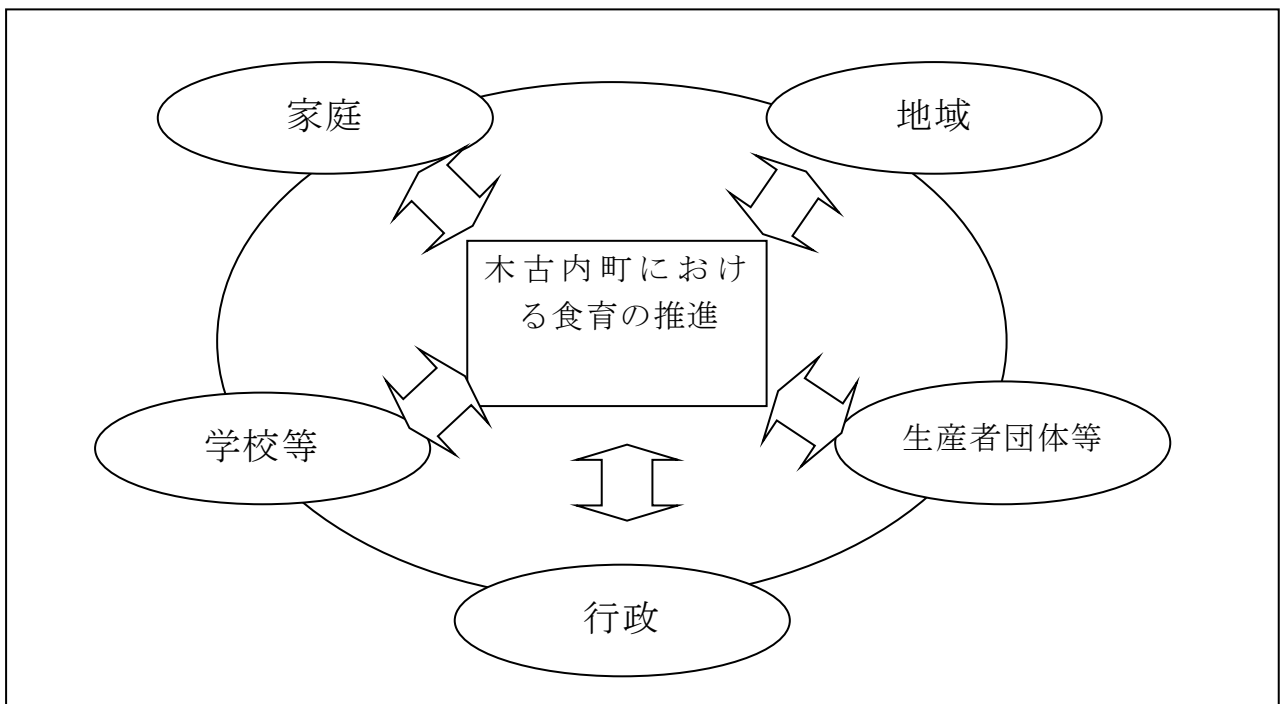
※ 品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みに対する理解を深め、その大切さを伝える取組などを推進します。

5	行政における食育の推進
---	-------------

※ 食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、地域保健センターにおいて、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、町が行っている健康診断に併せて、各個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。（健康体操の推進、栄養相談など開催）

また、地域住民や農林漁業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育の取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

木古内町の食育の取組（ライフステージ別）

	対象	乳幼児期	学校教育期	青年期	中年期	高齢期
学校等	機関 教育委員会・学校		<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食だより</li> <li>○栄養士による栄養指導</li> <li>○米・野菜収穫体験</li> <li>○給食での町内産米、野菜、海産物の使用</li> <li>○小中学校における食育計画の推進</li> </ul>			
	生産者団体等			<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食：ほうれん草・ニラの無償提供</li> <li>○JAふれあいフェスティバル</li> <li>○町内各種イベントでの物販</li> <li>○地元野菜直売所</li> </ul>		
	上磯郡漁業協同組合			○町内各種イベントでの物販		
	木古内商工会			○町内外各種イベントでの地場産品の販売・PR		
	木古内町内飲食店			○地元食材を使用したお土産品の開発・販売		
				○地元飲食店で地場産物を使用した料理の提供		
行政	産業経済課 産業経済グループ			○町内外各種イベントでの物販		
	保健福祉課 保健推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診（1.6歳・3歳）</li> <li>○すくすく相談</li> <li>○新生児訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児教室</li> <li>○kidsクッキング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定保健指導教室</li> <li>○町広報へのコラム掲載</li> <li>○健康相談</li> <li>○栄養指導</li> <li>○各種料理教室での地元食材の使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生きがい教室栄養講座・調理</li> <li>○町内会・介護予防教室栄養講座・調理</li> </ul>	
今後の新たな取組（検討）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年期の栄養バランス教室</li> <li>・独身老人のための料理教室</li> <li>・認知症予防のための講話</li> <li>・一般成人生活習慣病予防教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元野菜直売所での海産物の取扱い</li> <li>・はこだて和牛を活用したレシピ開発</li> </ul>			

## 8 食育推進に当たっての数値目標

指標	現状値	目標
「朝食を全く食べていない」及び「あまり食べていない」となっている子供の割合 ※文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小6) 4.6% (令和元年)	(小6) 0% (令和7年)



## 木古内町食育推進計画

令和4年2月

担当：木古内町役場 産業経済課 産業経済グループ

〒049-0422 北海道上磯郡木古内町字本町218

TEL：（01392）2-3131

FAX：（01392）2-3622

